

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：竜王町地域防災計画/ハザードマップ)

当町の地域防災計画によると平成 25 年に風水害が発生し、その後ほぼ毎年 6～9 月頃、台風や豪雨により床下浸水や農地の冠水、河川への被害などが発生している。特に当町は日野川と密接な関係にあり、日野川の氾濫により被害が発生する。さらに祖父川、惣四郎川、善光寺川等の河川は、町域内を貫流して日野川に合流しているため日野川が増水して水位が高くなっている場合には十分に排水されないばかりか、逆流して合流点付近（弓削、西横関等）で常習的に浸水被害が発生している。

また、当町のハザードマップによると、24 時間で 228.7 mm の雨量の場合半数以上の地区において 0.5m 以上の浸水予想がされている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、鏡地先（鏡山に面する一部）等において土石流や地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、付近は鏡工業団地となっており、製造業が集積している。

(地震：J-SHIS/竜王町地域防災計画)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当町においては大鳥居断層帯（活断層）が縦断しており、震度 6 弱以上の地震が、今後 30 年間で 0.07%、50 年間で 0.12% の確率で発生するとされている。

南海トラフ巨大地震については、今後 30 年以内に 70% から 80% の確率で発生するとされており、竜王町も震度 6 弱以上（最大震度 6 強）の揺れが予想され「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

地震災害詳細アセスメント調査によると、竜王町における特性は、次のとおりである。

(内陸型地震)

- ・想定される地震において、最大震度は震度 7 である。
- ・最大の被害を及ぼすと考えられる地震は、町のほぼ全域が震度 6 弱以上となる大鳥居断層帯による地震である。
- ・平野部は他地域より震度が大きくなっている。特に後背湿地の地域が大きく、集落が存在する自然堤防の地域は、若干小さい。

(海溝型地震)

- ・南海トラフ巨大地震は、最大震度 6 強であり、大鳥居断層帯に次いで震度 6 強の範囲が広い。川守、岩井などの日野川沿いでは、南海トラフ巨大地震によって最も揺れが強くなる。

(その他)

町内を流れる日野川をはじめとする河川の周辺では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に平成 29 年 10 月には超大型台風 21 号により、局地的な豪雨となり、新川の堤防が決壊し弓削地先において工場や農地に多大な被害を及ぼした。

特に日野川は天井川であることから洪水の影響を受けやすくなっている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 596事業所
- ・ 小規模事業者数 432事業所

竜王町の商工業者数（平成31年4月商工会実態調査）

	商工業者数	構成比
建設業	95	15.9%
製造業	72	12.1%
卸売業	22	3.7%
小売業	184	30.9%
飲食・宿泊業	62	10.5%
サービス業	115	19.2%
その他	46	7.8%
合計	596	100.0%
(内小規模事業者数)	432	72.8%

鏡地区に製造業集積している。その他は、広く町内に分散している。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄、災害時応援協定等の締結

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・ 竜王町が実施する防災訓練への参加および協力
- ・ 商工会のビジネス総合保険（事業活動包括保険）等の取扱い

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

さらには、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・ 町内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 経営指導員等職員が、災害リスクの周知・事業者BCPの策定支援や共済・保険制度等の情報提供や助言が行えるよう、情報収集や知識の習得を図る。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会職員の資質向上の取組

- ・ 小規模事業者に対して、的確な自然災害リスクの周知・事業者BCPの策定支援や共済・保険制度等についての助言が実施できるように、専門家や全国商工会連合会と連携協定を結ぶ「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」等の協力のもと、セミナー等により情報収集・知識習得に取り組む。

3) 商工会の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、平成29年2月に竜王町商工会危機管理マニュアルを作成。（別添）

4) 関係団体との連携

- ・ 全国商工会連合会と連携協定を結ぶ「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

5) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 当会事務局と当町担当課にて連絡調整会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

＜ 2. 発生後の対策＞

- ・自然災害による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。

(商工会災害システム等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

2) 応急対策と方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は、以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内の 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度に事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

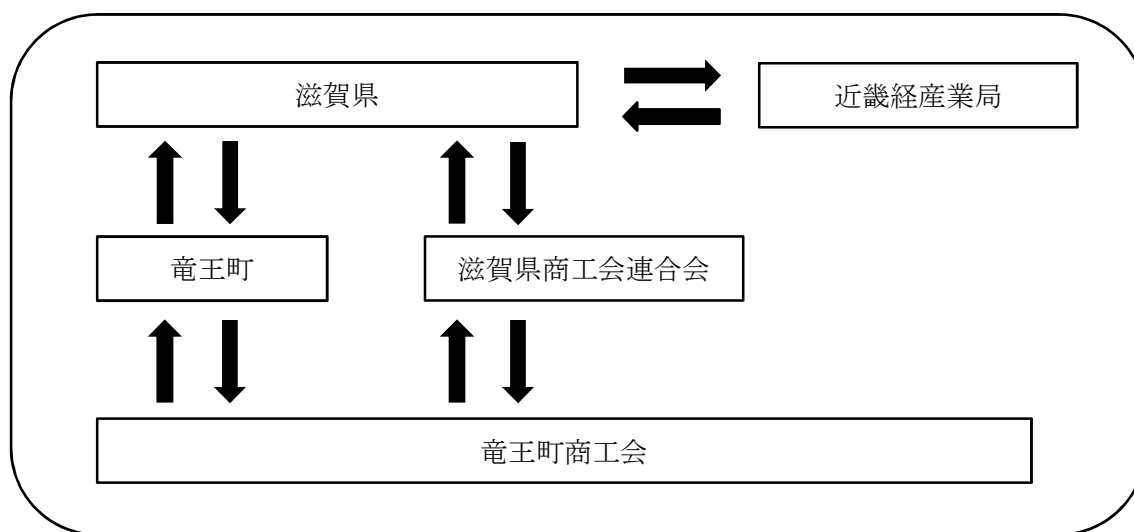
※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
3週間～1ヶ月	1週間に1回共有する (ただし必要が生じた場合は適宜報告する)
発災後1ヶ月以降	毎月1回共有する (ただし必要が生じた場合は適宜報告する)

< 3. 発災時における指示命令系統・連携体制 >

- ・自然災害等発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会または当町より県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、竜王町と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や滋賀県、竜王町等の施策）について、町内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 町内小規模事業者に対する復興支援 >

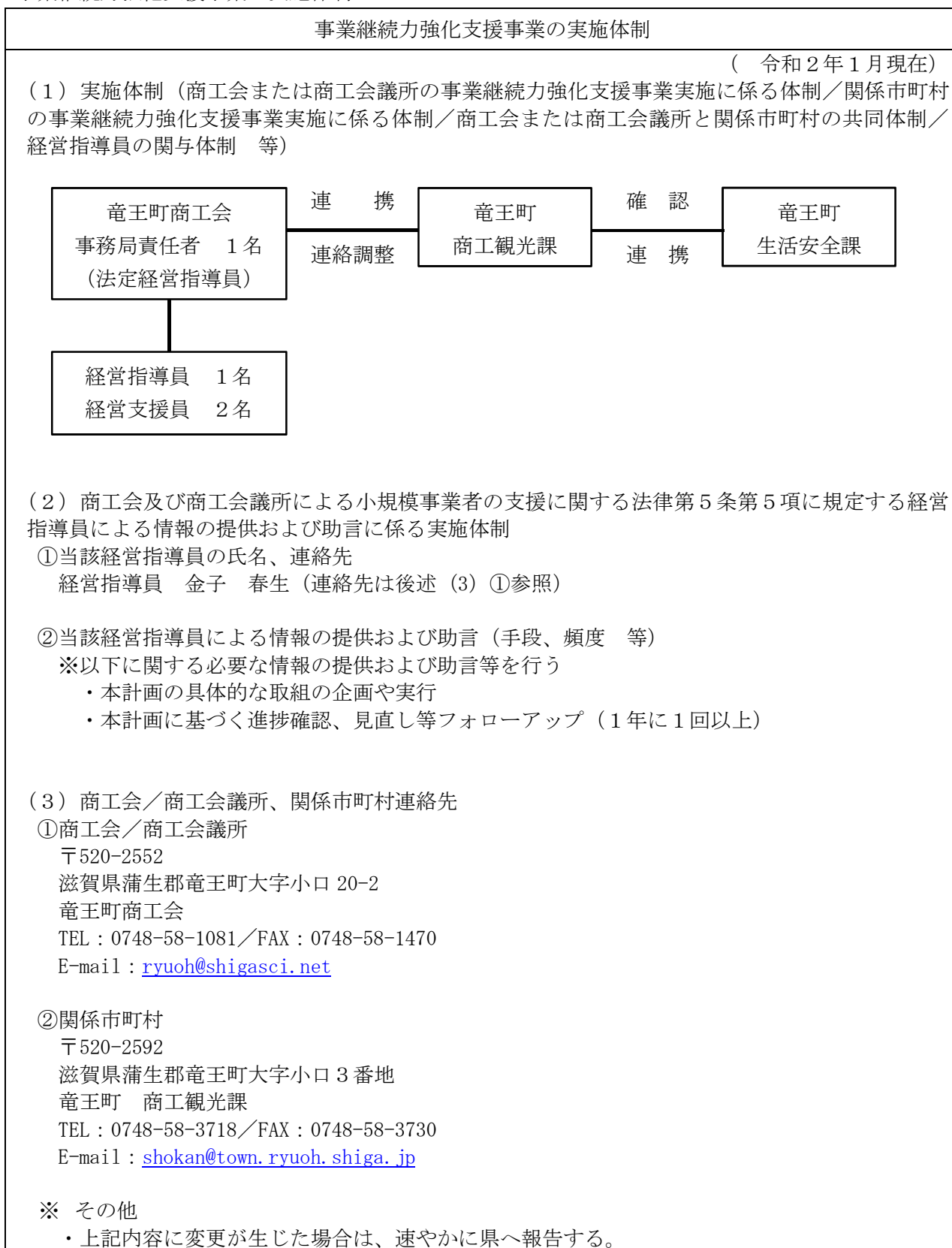
- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に報告する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	550	550	550	550	550
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・パンフ、チラシ作成費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、各種手数料、町補助金、県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

